

事務連絡
令和6年1月8日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課
厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課

令和6年能登半島地震における避難所や高齢者施設等での
ノロウイルス感染症対策について

令和6年能登半島地震にかかる感染症対策については、「令和6年能登半島地震にかかる感染症予防対策等について」（令和6年1月1日付厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課事務連絡）でお示ししたところです。

今般、避難所や被災した高齢者施設等において、ノロウイルス感染症が疑われる急性胃腸炎が発生した旨が報告されています。ノロウイルスは、手指や食品などを介して経口で感染し、嘔吐、下痢、腹痛等の症状を起こします。特に子どもや高齢者は、重症化したり、吐物の誤嚥等により死亡したりする場合がありますことから、注意が必要です。

これに関し、厚生労働省のウェブサイトにおいて、手指衛生やトイレの衛生管理、食中毒予防等の啓発資料を下記のとおり掲載しています。また、日本環境感染学会において、大規模災害時の被災地における感染制御支援を目的としたマニュアルが作成されており、同学会のウェブサイトにて下記のとおり掲載されています。必要に応じてこれらをご参照いただき、可能な限り感染拡大防止策にご留意いただきますようお願いいたします。

さらに、日本環境感染学会から災害時感染制御支援チーム（DICT）の派遣を受けている地方自治体におかれましては、避難所等で当該感染症が疑われる急性胃腸炎の集団発生を認める場合には、必要に応じて、巡回診療にあたる救護班や当該自治体に設置されている保健医療福祉調整本部等を通じて DICT へ相談いただくことをご検討ください。また、当該感染症の集団発生における疫学調査については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第15条第16項の規定に基づき、都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、その長）の要請により国立感染症研究所による実地疫学専門家の支援が可能です。

なお、被災地域を含まない地方自治体におかれましても、今後の参考とされますよう本事務連絡を送付します。

記

- 令和6年能登半島地震にかかる感染症予防対策等について
<https://www.mhlw.go.jp/content/001186590.pdf>
- 令和6年能登半島地震に伴い設置された避難所での食中毒対策について
<https://www.mhlw.go.jp/content/001186612.pdf>
- ノロウイルスに関するQ&A（最終改訂：令和3年11月19日）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html
- ノロウイルス食中毒予防対策リーフレット
<https://www.mhlw.go.jp/content/000838754.pdf>
- 日本環境感染学会 大規模自然災害の被災地における感染制御支援マニュアル2021
http://www.kankyokansen.org/modules/news/index.php?content_id=407
- 災害時における避難所での感染症対策
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_00346.html